（表）

当該届出事由の発生日から15日以内であること

旅客自動車運送事業運行管理者・補助者 選任（解任）届出書

平成　○　年　8　月　19　日

鹿児島　　運輸支局長　　殿

届出者の氏名又は名称　（株）国土交通バス

届出者の住所　鹿児島市東郡元町12-34

営業所の名称及び所在地　鹿児島営業所　鹿児島市谷山港2-4-3

電話番号　099－261－○○○○

資格者証の交付年月日以降であること

総数に応じた運行管理者が選任されているか確認すること

統括運行管理者氏名	国土　太郎
選任年月日	平成　●年　8月　15日

事業の種類	一般乗合　・　一般貸切　・　一般乗用　・　特定		
事業用自動車の台数	総数　30　台	（内訳）	乗合5台　貸切25台

運行管理者　・　補助者	
選任年月日	兼職の有無
平成○　年　8　月　15　日	有（整備管理者）・無
解任年月日	解任理由
年　月　日	
氏名（フリガナ）	生年月日
コクド　タロウ 国土　太郎	昭和56　年　9　月　8　日
資格者証番号	交付年月日
九鹿旅客第1234号	平成24　年　8　月　14　日
基礎講習修了番号	修了年月日
	年　月　日
欠格事由への該当	有　・　無

運行管理者　・　補助者	
選任年月日	兼職の有無
年　月　日	有（　　）・無
解任年月日	解任理由
平成●　年　8　月　15　日	退職
氏名（フリガナ）	生年月日
コクド　ハナコ 国土　花子	昭和56　年　6　月　8　日
資格者証番号	交付年月日
九鹿貸切第1134号	平成23　年　4　月　1　日
基礎講習修了番号	修了年月日
	年　月　日
欠格事由への該当	有　・　無

運行管理者　・　補助者	
選任年月日	兼職の有無
平成23　年　3　月　2　日	有（　　）・無
解任年月日	解任理由
年　月　日	
氏名（フリガナ）	生年月日
コクド　イチロウ 国土　一郎	昭和45　年　5　月　2　日
資格者証番号	交付年月日
九鹿旅客第888号	平成21　年　3　月　1　日
基礎講習修了番号	修了年月日
	年　月　日
欠格事由への該当	有　・　無

・資格者証の写しと相違がないか確認すること

（日本工業規格A列4番型）

（裏）

運行管理者 ・ 補助者	
選任年月日	兼職の有無
平成20 年 6 月 23 日	有（　　）・ 無
解任年月日	解任理由
年 月 日	
氏名 （フリガナ）	生年月日
コクド ジロウ 国土 二郎	昭和47 年 8 月 13 日
資格者証番号	交付年月日
九鹿貸切第732号	平成19 年 12 月 2 日
基礎講習修了番号	修了年月日
	年 月 日
欠格事由への該当	有 ・ 無

運行管理者 ・ 補助者	
選任年月日	兼職の有無
平成28 年 9 月 1 日	有（　　）・ 無
解任年月日	解任理由
年 月 日	
氏名 （フリガナ）	生年月日
コクド サブロウ 国土 三郎	昭和50 年 10 月 10 日
資格者証番号	交付年月日
	年 月 日
基礎講習修了番号	修了年月日
●●●●●●	平成27 年 8 月 15 日
欠格事由への該当	有 ・ 無

運行管理者 ・ 補助者	
選任年月日	兼職の有無
年 月 日	有（　　）・ 無
解任年月日	解任理由
年 月 日	
氏名 （フリガナ）	生年月日
	年 月 日
資格者証番号	交付年月日
	年 月 日
基礎講習修了番号	修了年月日
	年 月 日
欠格事由への該当	有 ・ 無

備　　考	

（記載事項）

1. 事業の種類については、該当するものを一つ選択すること。
2. 届出する運行管理者、補助者の別については、該当するものを選択すること。
3. 同一営業所で複数の種類の事業の事業用自動車の運行を管理する場合には、事業用自動車の台数の内訳欄に、事業の種類ごとの台数を記載すること。その際、一般乗用の事業用自動車については、乗車定員１１人以上の車両の台数をあわせて記載すること。
4. 選任届出にあたっては、兼職の有無について該当項目を選択し、有の場合はその職名及び職務内容等を記載すること。
5. 解任届出にあたっては、解任理由として転勤・職制変更、法第２３条の３の返納等を記載すること。
6. 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、統括運行管理者氏名、選任年月日を記載すること。
7. 補助者を選任する場合については、資格者証を有する場合は資格者証に関する情報、基礎講習受講者の場合は基礎講習に関する情報を、それぞれの欄に記載すること。

（注意事項）

運行管理者の選任を届け出る場合は資格者証（写しでも可）を、補助者の選任を届け出る場合は資格者証（写しでも可）、貨物自動車運送事業法第１９条第１項の運行管理者資格者証（写しでも可）又は基礎講習修了証（写しでも可）若しくは運行管理者手帳（氏名等及び当該基礎講習の受講等が確認できる箇所の写しでも可）を提示すること。それが出来ない場合は、別途届出窓口の支局等に、これらの書類（写しでも可）を提示するか、これらの書類の写しを郵送すること。